

Ⅱ 後期高齢者への施策の重点化(平成14年10月実施) (拠出金負担の軽減と公費負担割合の引上げ)

現在、70歳以上の高齢者の方の医療費の7割は、全ての保険者からの拠出金(保険料)で賄われています。

老人医療制度ができた頃(昭和57年)に比べ、高齢化は予想以上に進行し、このままでは、保険料を主として担う若い世代の負担が耐えきれなくなるほど重いものとなります。

<参 考>

平均寿命		70歳以上の方の総人口に対する割合	
昭和57年	→ 平成12年	昭和57年	→ 平成12年
男 74.2歳	+3.4 77.6歳	7%	12%
女 79.7歳	+5.0 84.6歳		(2025年には23%)

このため、拠出金負担の軽減を図り、後期高齢者に施策を重点化する観点から、老人医療の対象年齢を70歳以上から75歳以上に、公費負担の割合を3割から5割に、5年間で段階的に引き上げます。

対象年齢は引上げても、70歳から74歳の方の患者負担は、75歳以上の方と同様原則1割負担にとどめることとしています。

5年後(平成19年度)の保険者の支出に占める老人医療費拠出金の割合は、現行制度のまま推移した場合には40%程度となりますが、改正により25%程度に軽減されます。

